

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

(県民生活課)

一<sup>ページ</sup>

### 告示

岐阜県県民生活相談センター所長印

(県民生活課)

二

### 訓令

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令

(県民生活課)

二

## 規則

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十四号

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県消費生活条例施行規則(昭和五十年岐阜県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「の設置等」を「を設置する機関等」に改め、同条第一項中「消費生活相談員は、」を「必要と認める機関は」に、「飛騨県事務所に」を「飛騨県事務所と」に、「特別苦情処理員は環境生活部県民生活相談センターに置くもの」を「必要と認める機関は環境生活部県民生活課及び県民生活相談センター」に改め、同条第二項中「前項の消費生活相談員」を「条例第十八条第一項の消費生活相談員」に改め、同条第三項中「第一項の特別苦情処理員」を「条例第十八条第二項の特別苦情処理員」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 環境生活部県民生活課の課長及び管理調整監並びに消費者行政関係事務担当の主事以上の職
  - 二 県民生活相談センターの所長及び消費者行政関係事務担当の主事以上の職
- 第二十九条第一項中「環境生活部県民生活相談センター及び県事務所」を「環境生活部県民生活課、県事務所及び県民生活相談センター」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

- 一 環境生活部県民生活課の課長及び管理調整監並びに消費者行政関係事務担当の主

事以上の職  
 第二十九条第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 県民生活相談センターの所長、消費者行政関係事務担当の主事以上の職及び消費生活相談員（消費生活相談員にあつては、知事が指名する者に限る。）

第三十一条第一項中「本庁」の下に「及び県民生活相談センター」を加え、同条第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二 環境生活部県民生活課の課長及び管理調整監並びに消費者行政関係事務担当の主事以上の職

三 県民生活相談センターの所長及び消費者行政関係事務担当の主事以上の職  
 附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第百九十九号

岐阜県県民生活相談センター所長印を次のとおり定め、平成二十九年四月一日から使用する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 印影



書体 てん書  
 大きさ 二十ミリメートル平方

二 公印管理者

岐阜県県民生活相談センター所長

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十二号

庁中一般  
 各現地機関

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程（昭和四十九年岐阜県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「環境生活部県民生活相談センター」を「環境生活部県民生活課」に改める。

別表第二中 「環境生活部統計課長」を「環境生活部県民生活課長」に改める。

「環境生活部統計課長」を「環境生活部統計課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。